

令和 3 年

第 1 回定例会会議録

令和 3 年 2 月 1 9 日

やまと広域環境衛生事務組合議会

やまと広域環境衛生事務組合議会定例会会議録

議 事 日 程

令和３年２月１９日（金曜日）

開 会（午後２時３５分）

管理者招集の挨拶

議席の指定

開議の宣言

会議録署名議員の指名

会期の決定

第１ 議第１号 令和２年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計補正予算（第１号）
について

第２ 議第２号 令和３年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計予算について

閉 会

○本日の会議に付した事件

日程に同じ

○出席議員（８名）

１ 番 竹 邑 利 文

２ 番 吉 田 容 工

３ 番 小 走 善 秀

４ 番 南 満

５ 番 松 浦 正 一

６ 番 小 松 久 展

８ 番 山 口 耕 司

９ 番 大 谷 龍 雄

○欠席議員（１名）

７ 番 牧 野 雅 一

○説明のための出席者

管 理 者 東 川 裕

副 管 理 者 森 章 浩

副 管 理 者 太 田 好 紀

事 務 局 長 榊 芳 弘

総 務 課 長 田 村 五 十 司

○議場に出席した事務職員

御所市議会事務局長 木 下 嘉 敏

	(午後 2 時 3 5 分開会)
議長 (小松 久展)	ただいまの出席議員数は 8 名でありますので、議会は成立をいたしました。 ただいまより、令和 3 年やまと広域環境衛生事務組合議会第 1 回定例会を開会いたします。 管理者より招集の挨拶がございます。 東川管理者。
管理者 (東川 裕)	やまと広域環境衛生事務組合議会第 1 回定例会の開催に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。 平素は格別のご厚情を賜り厚くお礼を申し上げます。私ども理事者におきましては、今後におきましても、円滑な施設運営に努めてまいる所存でございます。議員各位におかれましても、なお一層のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。 さて、今回提出させていただきました案件は、令和 2 年度一般会計補正予算及び令和 3 年度一般会計予算についての 2 議案でございます。議員各位におかれましては、ご審議を賜るわけでございますが、何とぞよろしくお願い申し上げます。
議長 (小松 久展)	これより会議を開きます。 議席の指定を行います。 会議規則第 3 条第 1 項の規定により、山口耕司議員を議席番号 8 番に指定をいたします。 次に、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 7 1 条の規定により、9 番・大谷龍雄議員、1 番・竹邑利文議員、以上 2 名の議員を指名いたします。 次に、会期についてお諮りをいたします。本定例会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕
議長 (小松 久展)	ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日 1 日間と決しました。 これより日程に入ります。

	日程第1、議第1号、令和2年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。朗読を省略し、直ちに提案者の説明を求めます。 東川管理者。
管理者 (東川 裕)	令和2年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。 当焼却施設を建設する際、関係自治会と市民の健康増進を図ることを目的とした施設を同時着工するとして覚書を交わしております。 しかしながら、現在においても履行できておりません。 このようなことから、当初、地元から同施設を中心とした健康増進施設との意見があったことから、かもきみの湯の利用券を配布し、健康増進施設の代替えとして利用していただくものでございます。 以上でございます。何とぞよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。
議長 (小松 久展)	質疑に入ります。ご質疑はございませんか。 4 番南議員。
4 番 (南 満)	ただいま管理者のほうから説明いただきましたこの健康増進施設につきましては、当初から火入れのときに同時オープンであるというのが今までからずっと議論されてきております。その中において、地元の方々にも何分、我慢をしていただいている、そういう意味合いのところから、今回、健康増進施設の費用、需用費のところにおいて、かもきみのチケットという話がありました。 覚書が履行されていないという説明がございましたけれども、この履行されていない理由というのもいろいろあったと思うんですよ。 また、地元に対しての説明も話し合いをしながらどういうふうに向けてしていくかというのもある程度、管理者、副管理者の中においても協議をされていることだというふうに思います。 そこで一番気になるのが、覚書の内容に関して、これを巻き直すのか、どうするのかという話を先ほど全員協議会の中においても質問をさせていただきました。あえて答えはいただいていたんですけども、その点について、今回はチケットと文書と配布するという話でしたけれども、覚書はどの時点で巻き直すのか、もしくは追加するのか、附則をつけるのか、これら対応はいろいろとあると思うんですけども、簡潔にお答えのほうだけいただきたいなと思います。

議長 (小松 久展)	東川管理者。
管理者 (東川 裕)	議員おっしゃるように、当初の覚書が履行できていないという現状が今ございます。その上で、今、特に栗阪の皆さんとお話をさせていただいているのが現在の段階でございます。次のステップとして、一定の理解を得た上で、栗阪の次に小殿、朝町も含めて打合せをさせていただくと。一定の理解を共有できた段階が一つのきっかけかなというふうに思います。その内容につきましては、その際、地元の皆さんと協議をさせていただきたいというふうに思いますので、現段階で巻き直すとか追加するとかいうのはちょっと控えさせていただきたいと思います。 いずれにしても、地元の皆さんと納得し合えるような形で進めてまいりたいというふうに考えております。
4 番 (南 満)	現段階の中においては、巻き直しはしないというか、まだ不確定要素があるからという意味合いに私は捉えさせていただきました。 ただ、この文書に関しましては生きているわけじゃないですか。だから、あえて言わせていただくのは、誰がその文書を見てもちゃんと履行されていない理由もこうこうこういうことであるんですよと、代わりにこういふこともしているんですよ、ご理解もしているんですよということを分かるようにしていただきたいという意味合いでございますので、その点についてご理解をしていただけますか。
議長 (小松 久展)	東川管理者。
管理者 (東川 裕)	おっしゃるように、もちろん次の世代になっても歴史が分かるようなことは大変重要だというふうに思いますので、その辺が後々にもしっかりと理解できるような形で書面として残していきたいというふうに考えております。
議長 (小松 久展)	9 番大谷議員。
9 番 (大谷 龍雄)	この補正予算につきましては、説明ございましたように、協定書、それと覚書、それぞれ栗阪、小殿、朝町の地区の皆さん方と結んでおるわけですが、健康増進施設についても平成 26 年から工事を始めるということになっているにもかかわらず、それが責任を果たせていないと。また、協定書、覚書のそれぞれに、協定を履行できない場合は白紙に戻すということも結ばれていますけれども、この点についてはやっぱり地元の皆さん方のご理解とご辛抱でここまで進められてきているわけですから、このか

もきみの湯の利用券ということについては、地元の皆さん方が合意していただいているならば、それはもったもたことだというふうに思いますけれども、全協での協議の中で、この利用券については、かもきみを使用していただいた後での後払いではなしに、先に払うんだという答弁がされていますけれども、これ、1人当たり1セット10枚で5セット50枚を本年度の予算でお届けすると、有効期限は2年ということなんですけれども、もしこの券を利用されずに2年間残ったとしたら、この先も予算を払っているわけですから、これ無駄遣いになるわけですから、その辺ですね、地元の皆様方ともよく話し合いしていただいて、やはり使えない券は他人に譲ってでも構わないということでしたら利用される方に譲って利用してもらええということになるわけですから、結論はやっぱり、予算を払っているわけですから、払いますからね、これから。税金の無駄遣いのないように、ひとつ地元の方とよく協議していただいて、税金を有効に活用していただきたいというふうに思います。答弁は結構です。

議長
(小松 久展)

他に質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長
(小松 久展)

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長
(小松 久展)

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長
(小松 久展)

全員賛成と認めます。よって議第1号は、原案どおり可決することに決しました。

日程第2、議第2号、令和3年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計予算についてを議題といたします。朗読を省略し、直ちに提案者の説明を求めます。

東川管理者。

管理者
(東川 裕)

それでは、予算書1ページをお願いいたします。

令和3年度予算につきましては、第1条歳入歳出の総額は、9億2,6

1 3 万 6, 0 0 0 円であります。

6 ページ、7 ページをお願いします。

歳入第 1 款分担金及び負担金は、本組合を構成する 3 市町の負担金で、8 億 2, 9 1 5 万円を計上しております。6 2 0 万 7, 0 0 0 円の増につきましては、主なものといたしまして光熱水費及び不燃くず処理手数料等によるものであります。

第 2 款財産収入は基金利子で 1 6 万円。

第 3 款繰入金は財政調整基金繰入金 1, 5 6 8 万 9, 0 0 0 円で、健康増進施設負担金によるものでございます。

第 4 款諸収入、第 1 項預金利子 1 万円、第 2 項雑入 8, 1 1 2 万 7, 0 0 0 円につきましては売電収入並びに資源物売却料等であります。

8 ページをお願いします。

歳入合計 9 億 2, 6 1 3 万 6, 0 0 0 円でございます。

1 0 ページ、1 1 ページをお願いいたします。

歳出第 1 款議会費は議員報酬等で 2 9 万 6, 0 0 0 円。

第 2 款総務費、第 1 項総務管理費は、組合事務運営に伴う諸経費等で、經常費用の必要見込額を一般管理費として 7, 6 8 1 万 4, 0 0 0 円を計上しております。

1 2 ページ、1 3 ページをお願いいたします。

財産管理費は、基金積立金等で 8, 2 4 6 万 3, 0 0 0 円、公平委員会費 1 万 6, 0 0 0 円で、総務管理費合計 1 億 5, 9 2 9 万 3, 0 0 0 円でございます。

第 2 項監査委員費 1 万 5, 0 0 0 円。

次に、第 3 款衛生費は、光熱水費並びに土地借地料等で、清掃総務費 4, 6 5 4 万 9, 0 0 0 円を計上しております。

1 4 ページ、1 5 ページをお願いいたします。

ごみ処理費は、ごみ処理施設に係る委託料等で 7 億 1, 4 9 8 万 3, 0 0 0 円でございます。

衛生費合計 7 億 6, 1 5 3 万 2, 0 0 0 円でございます。

次に、第 2 款予備費 5 0 0 万円。

歳出合計 9 億 2, 6 1 3 万 6, 0 0 0 円。

以上でございます。何とぞよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長
(小松 久展)

質疑に入ります。質疑はございませんか。
9 番大谷議員。

9 番

1 1 ページ、お願いします。

(大谷 龍雄)	健康増進施設費 1, 590 万 1, 000 円ですけれども、全協の質問に對しまして、まだ具体的な施設の建設には進められないと、この予算では、という答弁だったと思うんですけれども、地元の皆さん方のやはり意見をよく聞いていただいて、早く施設の内容を決定していただいて、ひとつ、できるだけ早く建設が進むようお願いしておきたいというふうに思います。 この間、かなり予算をこの健康増進施設費に投入していくわけですがけれども、なかなか具体的な建設にまだ進んでいないという、その辺は皆さん方、一番よくご存じだと思いますので、ひとつその辺、進むようお願いしておきたいと思います。
議長 (小松 久展)	ほかに。 2 番吉田議員。
2 番 (吉田 容工)	同じく健康増進施設について質問させていただきます。 今回、アドバイザー一顧問委託料と、あと負担金と書いていますけれども、設計等の費用やと思うんですけれども、これを行う所管課というのはどこがされるんですか。
議長 (小松 久展)	局長。
事務局長 (榊 芳弘)	こちらの事業につきましては、基本的に今は御所市で、御所市が事業主体となってやる形になっておりまして、それにかかる費用につきましてやまとで負担するというような構図になっております。 以上でよろしいでしょうか。
議長 (小松 久展)	2 番吉田議員。
2 番 (吉田 容工)	前回は質問させていただいたんですよね。当やまと広域環境衛生事務組合がする仕事を御所市にお願いすると、お願いするに当たっては、やはり文書で交わしたらどうですかという提案をさせてもらったんです。 そのときには、東川管理者は、「こういう形で予算を請求しますよというやり取りはあるようなんですけれども、今おっしゃったのは大事な話やというふうに思います。ちょっとどういう形になるかは分かりませんが、何らかの形で書面で、記録で残すということはやらせていただきたいというふうに思います。これは間違いなくやらせていただきたいと思います」と答弁をしていただきました。 その後、来年度のこの予算についてはまだか分かりませんが、こ

	のときの答弁していただいた中身はどういうふうに進みましたか。
議長 (小松 久展)	局長。
事務局長 (榊 芳弘)	前回の議会の中で吉田議員のほうからそういうご意見をいただいているというのは重々承知しておるところでございますが、こちらの部分につきましては、そういう重要性は鑑みつつも、ただ現在のところ、まだそういう協定書といいますか覚書といいますか、取決めのほうについてはまだ、申し訳ございませんが、交わしていない状況でございます。 以上でございます。
議長 (小松 久展)	2 番吉田議員。
2 番 (吉田 容工)	ここで管理者が約束していただいた、そういうふうにしますよと。御所市長がどう考えてはるか知りませんが、やはり約束したことはやっていってもらわんとあかんと。先ほどから地元の健康増進施設についても約束を守るといって話をずっとされていましたが、議会に対しても約束していただいたことは履行していただきたいと。質問して、いい答えもらって安心していたら、それがほったらかしやということでは、議会に対してやっぱり誠意を持った答弁をされていないような気がするんです。いろいろ御所市のほうでもご都合あると思いますよ、ただ、それについてもいろんな中でできる範囲でどうするかと、具体的にどうするかということが示されていないと、もうずるずるとこれでいくのかなと。 基本的には、どこがちゃんとするかというところが押さえられていなかったら、やっぱり誰が進めていくかということが進まないということになっているんやと思うんですよ。それは、御所にとったら、そんな仕事するゆとりないがなというところもありますやろうし、ただ、こっちとしても進めたいという気があるわけですので、その点ではどこが健康増進施設を中心的に推進していくのかというところは、どういうふうに腹積もりをされているのか、答弁願います。
議長 (小松 久展)	東川管理者。
管理者 (東川 裕)	前回の議会でそのように申し上げて、現段階でできていないということは、これは素直におわびを申し上げたいというふうに思います。 ただ、言い訳にはなりますけれども、前回の議会から具体的な動きが全く動けていないと、加えてその事務作業といいますか、いろんな折衝等は本組合の事務局が全てやっておったというような事情がございましたの

	で、そのようになりました。今、吉田議員がおっしゃったことはしっかりとお受け止めさせていただいて、もう事業が動きかけますので、それについてはしっかりと文書で交わしたいというふうに考えております。
議長 (小松 久展)	2 番吉田議員。
2 番 (吉田 容工)	そしたら、事業が動くということは、御所市のほうで中心的に頑張っているのか、それともこの事務組合の事務局が中心になって動いているのか、それはもう決まっているということですよね。そこをちょっと教えてください。
議長 (小松 久展)	東川管理者。
管理者 (東川 裕)	これはご存じのように、いやらしい話ですけれども、補助金の関係で御所市が事業主体となっているという現実でございます。したがって、いろいろとやり取りとかは一応この組合の事務局でやっているのが現実でございます。そういった面も含めまして、今、吉田議員がおっしゃったように、責任をしっかりと所在をさせるというようなことも含めて、その辺のやり取りについてはどこまで責任を持つのかということについて、ちょっと文書でしっかりと今度こそ交わさせていただきたいというふうに思います。
議長 (小松 久展)	2 番吉田議員。
2 番 (吉田 容工)	私、基本的に文書と言っていますが、それは正式な文書にこだわっているわけではないんです。その点では、ここの事務局が中心になってやるんやったらやるで腹くくってもらうと。御所のほうでやるんやったらやるで、腹くくってもらうと。ここをやってもらわんと、議会は年に 2 回しかありませんので、来るたびに、進んでないな、何でやろうなと思って来るわけですので、その点ではぜひこの健康増進施設をどこの部署が中心になって進めるかというのは、ぜひ御所市長とよく話し合っていて、決めてほしいなと思います。
議長 (小松 久展)	管理者側が答弁をちゃんとしてやらんと。 東川管理者。
管理者 (東川 裕)	健康増進施設の事務分担につきまして、しっかりと整理をして、どのような形で進めていくかについて御所市の担当部局とも相談しながら、ど

議長
(小松 久展)

こまでやるんだというような話についてはしっかりと整理をさせていただきたいというふうに思いますし、それを見える形でしっかりと整理をしていきたいというふうに思います。

管理者、もともとから国の補助金ありきでスタートしていた上に、それで補助金が遅れるということで事業が停滞というんですか、工程表どおりに進まないようになったというのは事実ですやんか。それでまた、県において開発申請の、いうたら健康増進施設も止めてあることも事実やし、それがどっちやと言われたら曖昧やったことも事実ですやんか。どっちやねんと、組合がやっているのか、御所市が委託されているのかといったら何か曖昧やったし、先般、うちの教育委員会の局長も60歳の定年を迎えるということで、どっちやねんいうたら、すみません、止めろ言うて止められていますという伝言があったんですね。君の再雇用の行先ないよ言うたら、いや、理事者から止められていますとまで言うもったんやから。

この問題については、補助金云々の問題よりも、まずは地元との関係と約束の修復ですよ。それが、例えば御所市で受けるんやったら受ける、所在地をしっかりと明らかにしなさいということやから、例えば田原本の議員かって、おまえのところ遅れてるやないかと、年2回しか来てはれへんやないかと、予算と決算しかないんやから。しっかりとせえと言われるような、檄飛ばされるような、血気がないということ言うてはるねや、そのとおりですやんか。あっちかも分かれしまへんねん、こっちかも分かれしまへんと、我々は御所におるさかい分かりますよ、それをしっかりとうちの前線基地というんですか、健康増進施設建設に向けての事務局はここですということをちゃんとせんと、それは当然のことですから。そのように説明を受けているんやから、やっぱり答弁はしっかりと内容を聞いた上で答弁せんと、それは再質問されますよ。

東川管理者。

管理者
(東川 裕)

重要なのは、健康増進施設についてどこに聞いたらいいいねんというたときに、ここですと言えるところが大事なかなというふうに思いますので、基本的にはこの事務局で最前線となつていただきますけれども、その他の事務についても整理をさせていただきたいというふうに思います。

ここで申し上げたいのは、現在の健康増進施設についての窓口はこちらの事務局でお問合せをいただいたらいいというふうに考えていただいて結構でございます。

議長
(小松 久展)

補助金事業ということやから、補助金については、いうたら申請とかそういうことについて手続上の不備もあったけれども、補助金をもらって事

業を進めるというのは、これは第1段階、一番大事なことですやんか。単費ですか補助金ですかというたら、補助金であるのが一番ええことや。補助金に組み込まれる中において、どこまで進んでいるのかということ、遅れはここで取り戻して進めていくんやということも、それは説明できるはずなんですけどね。それは地元との視察後にスピードをもって補助金対象としてこういう具合にやっていくということを追って説明をもらうということによろしいですか。

東川管理者。

管理者

(東川 裕)

はい。今、議長がおっしゃったように、地元と先進地の視察を計画いたしております。その中で具体的な話として、どういう施設というのがやや見えてくるかなというふうに思いますので、その時点で補助金の形も整えていって、整理をさせていただきたい。申しましたように、今現在はうちの事務局、組合の事務局で最前線をしていただくということでご理解いただきたいと思います。

議長

(小松 久展)

2番

(吉田 容工)

2番吉田議員。

ぜひちょっと前向きに進めていただきたいと思います。次回来るときにはこれだけ進みましたという結果をいただきたいと思います。

もう一つ、前回の議会で管理者から答えをいただいたのがありまして、それは周辺地区環境整備基金の問題ですよね。一応、小殿と朝町には1億円ずつ交付されて完了して全て使っていただいたと。栗阪のほうには2億円というお金を交付して完了しましたがけれども、まだ残っていますよという話でした。残高については確認していませんということで、それについて管理者のほうは、「弁護士さんにも相談をさせていただいて、組合議員の皆様方に文書をもって、今月中にはできるかなというふうに思います」と、ここ、議事録ありますよ、「——ので、できるだけ早く文書で対応をさせていただきたいというふうに思います」という答弁をいただいたんです。まだ届いてないんですね。それについてちょっとご意見お願いします。

議長

(小松 久展)

事務局長

(榊 芳弘)

局長。

前回の議会の中で吉田議員からそのようなご意見をいただきましたので、昨年11月から栗阪の自治会のほうに対しまして証拠書類、領収書等の提出をお願いしております。数回にわたって年明けにかけてもずっとお願いをしていたわけですが、まだ提出していただけない状況でございます。そういったことから、11月30日と2月4日に当組合でお

世話になっております弁護士さんに、奈良総合法律事務所の弁護士さんのほうに相談をさせていただき、今、地元向けに証拠書類を出していただくようお願いの文書を作成のほうをさせていただいている状況でございまして、間もなく今月中ぐらいには弁護士さんの依頼文書を栗阪の自治会のほうに送付させていただく予定でございます。

以上でございます。

議長
(小松 久展) 議員にと違うの。
局長。

事務局長
(榊 芳弘) 申し訳ございません。議員に配布するということでございましたが、今、そういった状況でございますので、現実問題、配布できていないという状況でございます。

議長
(小松 久展) 2 番吉田議員。

2 番
(吉田 容工) 交付要綱というのを決めておられて、交付要綱と実態が違うというものこの前話をさせていただいたと。例えば覚書によりますと、今日いただいた分でやりますと、2 億円を環境整備に充てると、栗阪に 2 億円充てると書いてあるわけですね。これからすると、栗阪の方は 2 億円、うちのもんやと、うちが自由に使えるんやと思っておられると。ただ、ここの事務組合の交付要綱はそうじゃないと、概算払いして事業が完了したら返してくださいよという要綱になっていますよと。だから、要綱と実態が乖離していますよという話をさせてもらったんですよね。その点では、弁護士さんと相談されて残高を確認するというのが一つだったんですよ。もう一つは要綱との整合性をどう一致させるかということも聞いていましたので、その点では、例えば覚書でこう書いていますので、それは渡した分について事業が完了したけれども残高については逐一報告していただいたら栗阪で管理しておいてくださいというような中身に変えてもええわけですね。そういうような判断もやっぱりしていかなあかんということですよ。

このまま、またこれもずるずるとお渡し切りと。心配しているのは、この前言いましたように、太陽光発電の土地として借りているところの地代が渡した中から払われていると私は思いますねんね。それはそういう約束で払ってもうてもいいと思いますねん。あかんとは言っていないんですよ。それはそれで正当なこととしてやってほしいという形にしたほうが、栗阪の人もこの事務組合にしても立場がそれなりに保てるということやと思ひまして、だから、すぐ返してもらえとか言っているわけじゃなくて、本当にこの事務組合の事務取扱要綱に合致する形で取り扱うと。それに当たっ

ては、これまでも何回か要綱を変えてありますので、実態に合うよう変えているのは過去にありますので、この点やったらこちらのほうが要綱を変えて、地元の皆さんにはこういう形で対応させていただきますので、この点協力をお願いしますというふうな、弁護士から急に文書が行ったらびっくりしはると私は思いまして、そうでなくても、うまいこと初めの約束が果たせていないという点では、こちらも努力しますのでという姿勢が伝わったほうがええんかなと思うんですよ。そのときに答えていただいたことが私はうれしかったんですけれども、それが履行されないからといって怒っているわけではない。やっぱり地元の方とどう折り合いをつけていただくかという道を探っていただくと、それをしていただきたいと思って質問しているわけですから、その辺はどう努力をしていただけますか。

議長
(小松 久展)
管理者
(東川 裕)

東川管理者。

今、吉田議員が内情もお察しいただいておりでございます。やや、何と申しますか、神経を使わなあかん部分であります。地元の方々もやはり感情的になられる部分もございますので、その辺は区長さんを中心に下地を整えながら会計の方に当たるとか、そういうことは段取りはさせていただいております。いずれにしましても、地元と良好な関係を保つ意味でも、逆にこういう形はちゃんとしたいという思いは全く同感でございますので、その辺はしっかりと神経を使いながら細やかな対応をさせていただきたいというふうに思います。

議長
(小松 久展)
2 番
(吉田 容工)

2 番吉田議員。

この前も突然弁護士という話が出ましたので、ちょっと唐突だったんですけども、それは、そこまでは必要ないと私は思いましてね。その点ではよく考えて、地元の方には誠意を持って対応していただくと。こちらができることはこちらがするということが求められているかなと思います。

それでちょっと簡単な質問で申し訳ないんですけども、この事務組合の基金が幾らあって、年度末に幾らになるかと、そういう数字はいただけますか。財政調整基金と環境整備基金が来月末かな、幾ら残って、1 年後には何ぼ残るか、ちょっと見当たらなかったもので、数字だけ教えてほしい。

議長
(小松 久展)
事務局長
(榊 芳弘)

局長。

財政調整基金、2 月 1 8 日現在の残高でございますが、1 億 9, 1 3 5 万 6, 0 0 0 円、それと周辺地区環境整備基金が約 1 億 4 0 0 万円、以上

	でございます。
2 番 (吉田 容工)	ありがとうございます。 以上です。
議長 (小松 久展)	ほかにございませんか。 4 番南議員。
4 番 (南 満)	健康増進施設の話なんですけれども、令和 2 年度の先ほどの補正予算の遅れているから地元に対しての還元の話と、次、令和 3 年度本年度の委託料ですよね、今後、プロポに向けた動きにおいて委託していくこのやつと、全員協議会のところで令和 6 年度ぐらいに完成であるというような話があったと思います。これ、タイムスケジュール的にどういようなスケジュール体制でいくのか、遅れないのかというのが気になるところでございますので、その点についてお答えいただきたいと思います。
議長 (小松 久展)	榊局長。
事務局長 (榊 芳弘)	まず、令和 6 年度、当初、出だして今取り組んでいる状況でございますが、今これから地元と視察に出かけまして、それでいろんな、地元の皆様に喜んでもらえるような、そういうプランを練り上げていく必要がございます。そういったものも含めまして鑑みますと、6 年度当初というのは、ずれ込む可能性がございます。今申し上げられるのはそのあたりまでかなというふうに思います。 以上でございます。
議長 (小松 久展)	4 番南議員。
4 番 (南 満)	これ、ずれ込むという話の中で、今までから補助金の話もあったわけじゃないですか。それで、ずれ込む話じゃなくて、地元の遅れていることに対して、こういうやつをつくっていただきたいというのを反映させて、なおかつ補助金も取って、補助金が駄目ならば単費でいきますよという話が前回の議会でも管理者のところにおいても納得をしていただいているというふうに思うんですよね。だから、ある程度のタイムスケジュールというのも決まってくると思うんですよ。この補助金が駄目だった場合は 1 年ずれるだけの話じゃないですか。速やかにそのままちゃんと進めていただけるんですよね。

議長 (小松 久展)	東川管理者。
管理者 (東川 裕)	先ほど事務局の答弁にもありましたけれども、今回、視察に行きます。その内容が上乘せされますので、若干のずれがある可能性はあります。ただし、現段階では令和6年というのをしっかりと目標に、目標といいますかめどですね、やっていくつもりでございます。その姿勢には変わらないということで、前を向いて進むということでご理解をいただきたいと。
議長 (小松 久展)	4 番南議員。
4 番 (南 満)	その都度、状況が変わってくるというのも分かるんですけども、補助金がないならその翌年度、翌年度とずるずると行くのはやめていただきたいんですよ。前に向けて進めてもらいたい。そういう思いで発言のほうをさせていただいておりますので、その点については十二分に管理者、副管理者のところでご理解をいただき、また地元の議会においても説明のほうだけしていただきたいなというふうに思います。 以上です。
議長 (小松 久展)	管理者、聞きますけれども、例えば今までの、もう今ここ建って、煙出てるんです、3年ね。同時進行やったわけですよ。じゃ、用地については買収はできたんだと。その用地については例えばスポーツ施設ゾーンに入っているんやというような、いうたらハードルがあったのか。それともう一つ、その用地を買収してから調整、そして山林、そして古墳があったんだと。遅れた理由はそれも了としましょうよ。では、そこが開発申請を出すのには、例えば畑から家建てますやんか、県に開発申請出したら、それだけでスポーツ施設が建つのか、それと、もう一つは、この補助金対象はどこなんですか。スポーツ施設としての地元還元施設を建てると、その補助金対象は文科省であるのか厚労省であるのか、どこであるんですか。 東川管理者。
管理者 (東川 裕)	健康増進施設は、現在、その上にあります御所市の市民運動公園と一体化したような形で補助申請をする予定をしております。したがいまして、その補助金の担当省庁は国交省の社会資本総合整備交付金の補助金を現在検討しているところでございます。
議長 (小松 久展)	開発申請はいつ起きるんですか。ざっくりと、家建てるのに、小さな家でも50坪の家でも、建築申請出さなかったら家建たんわけですよやんか。例えば10億の施設建てるのに市やさかいにいうて済むんですか。勝手に

建てればええわということでもないでしょう。その段取りは今日の日まで、もう6年たってるんやからしているんでしょうというんや。あとの工程なんかは、こういう具合の建設工程でいったら、完成は令和6年というようなつもりでいてるけれども、前倒しでいけばもっと早くなる可能性もありますとか、説明はできても、このままでおったら遅れる可能性があっても早くなる可能性はないわけですよ。今までのやってきた実務的なもの、事務的なものがあるでしょうと。そこに何にも、古墳みたいな何にも空の古墳でも1年かけてほったらかしたんやから。代替的な関係のことやから。

今はこないして吉田議員のほうからも、前向きにしっかりせえいうて質問されたら、曖昧な答弁できへん。拠点はどこにするんぞと、いやそれは御所やけどもこっちでとか、何かくさい、においが。しっかりとせんと。それだけは、地元に対する還元施設を建てる意気込みというのが表れてないよ。

また、南議員の質問においても、もう遅れんようにしてくれ言うとなねんから、じゃ、前倒しまで言わんけれども、しっかりと取り組んでいくんだと、そのときは単費でもいかないと、というぐらいな気持ちで行かんことには、補助金みたいなものもらわれへんで。

また、大谷議員もその方向性で、ちゃんとせえと、中身についてはみんな同じようなこと言うてくれてはるわけや。あとは地元との、地元も応分の理解はしてくれはったわけや、この間、分かったいうて。その代わりちゃんとしていくからということで了解もうたんでしょ。それで、3人の首長自身が現場、ちゃんと現地視察も行って、安い、高いの話じゃないんですよ。ちゃんと取り組んでいくよという姿勢を見せたってくれたら地元は納得するわけですよ。大きいもの、小さいもの、建てろと言っているのでもないんですよ。しっかりと取り組んでくれる工程を出してくれと議会が言うたら、それすらも出せへんような曖昧なニュアンスの、答えがあってなさそうな話やから。それははっきりと、こういうような工程で建設に向けて進めていきますやんか。高い、安いは別ですよ。それはこんなものであってというのは欲しいけれども、建設に向けての姿勢を出してくださいよ、工程を立てて。それで終われるんやから、ええ答弁しなさいよ。

東川管理者。

管理者
(東川

裕)

すみません、開発許可じゃなくて都計審の話でございます。ですから、都計審は今の図面を出したらいいということです。県のほうに書類は一旦出しておりますので、あとはそれで進めるという形になりますので、基本的にそれで動きますと、今考えておりますのは、用地造成については令和4年度にもうスタートさせていただいて、建設をして令和5年度中に早ければできると。あとはちょっとのずれはあるかもしれませんが、い

	ずれにしても令和6年度中に供用開始ということでご理解をいただけたらというふうに思います。
議長 (小松 久展)	6年供用開始、遅いな。俺、おれへんか分かれへん、ほんまに。ここに おられる人、半数おられへん可能性ありますよ、管理者、そんなこと言う ておったら。 それについてご質疑はございませんか。よろしいですか。 〔「なし」の声あり〕
議長 (小松 久展)	質疑なしと認めます。 これより討論を行います。討論はありませんか。 〔「なし」の声あり〕
議長 (小松 久展)	討論なしと認めます。 これより採決をいたします。本案を原案どおり可決することに賛成の方 の挙手を求めます。 〔全員挙手〕
議長 (小松 久展)	全員賛成です。よって議第2号は、原案どおり可決することに決しまし た。 以上で、本定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。 これをもちまして、令和3年やまと広域環境衛生事務組合議会第1回定 例会を閉会いたします。長時間慎重審議いただきまして、誠にありがとう ございました。ご苦労さんでございました。 (午後3時22分閉会)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議長

議員

議員